

【kido office 勉強会】

「会社法人等番号の提供」の実務対応

～ 取引の安全、且つ、お客様の負担軽減 ～



■日時：平成27年10月5日(月) 18:30

■場所：司法書士木藤事務所

【kido office 勉強会】 「会社法人等番号の提供」の実務対応

1. 当勉強会の目的

平成27年11月 2日より、「会社法人等番号の提供」により、資格証明情報等の提供が不要になる。

- ・今般の改正の対象となる添付情報を確認し、
- ・想定される実務上の混乱や懸念事項を洗い出し、
- ・取引の安全、且つ、お客様の負担軽減 のための方策を検討し、

参加者全員で共有する。

【kido office 勉強会】「会社法人等番号の提供」の実務対応

2. 当勉強会の進め方

- 改正内容の確認
- 事例を通して実務対応を検討・ディスカッション
- 出席者が経験した事例紹介

3. 改正内容の確認

3-1 条文及びパブリックコメント

～別添資料～

- 01 新旧対照表 (不動産登記令)
- 02 新旧対照表 (不動産登記規則)
- 03 パブリックコメント (不動産登記令)
- 04 パブリックコメント (不動産登記規則)

【kido office 勉強会】 「会社法人等番号の提供」の実務対応

3. 改正内容の確認

3-2 添付情報の具体例

添付情報	会社法人等番号	証明書 (1月以内)	証明書 (3月以内)	証明書 (期限経過)	備考
申請人が株式会社(代取)	○	○	×	×	
申請人が株式会社(支配人)	○	○	×	×	
代理人が相続財産管理人・ 破産管財人(個人)	×	○	○	×	家裁発行の審 判書
本店移転を証する情報	○	○	○	○	
商号変更を証する情報	×	○	○	○	
合併・会社分割を証する情報	×	○	○	○	
非課税・減税用の証明情報	×	○	○	○	
同意・承諾を証する情報に添 える法人の代表者の資格証 明情報	×	○	○	○	

4. 事例を通して実務対応を検討・ディスカッション

4-1 抵当権の抹消登記

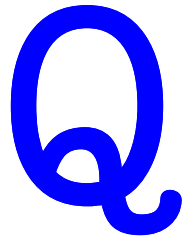


＜登記申請日が平成27年11月5日場合、どのような対応をとりますか？＞

登記簿上「住宅金融公庫」名義の抵当権について抹消登記のご依頼を頂いた。支配人が記載された現在事項一部証明書(平成27年9月22日付)を受領した。

4. 事例を通して実務対応を検討・ディスカッション

4-2 売主が民事再生手続中

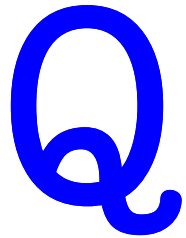


＜登記申請日が平成27年11月5日場合、どのような対応をとりますか？＞

所有権移転登記のご依頼を受けた。事前に売主の会社登記簿を閲覧したところ、民事再生手続開始の記載があった。決済会場では、売主より履歴事項全部証明書(平成27年9月22日付)を受領した。

4. 事例を通して実務対応を検討・ディスカッション

4-3 新築分譲マンション



＜登記申請日が平成27年11月5日場合、どのような対応をとりますか？＞

新築分譲マンションの所有権保存登記のご依頼を受けた。決済会場では、売主より「登記原因証明情報 兼 承諾書」と平成27年9月22日付の代表者事項証明書 及び 印鑑証明書を受領した。

4. 事例を通して実務対応を検討・ディスカッション

4-4 表題登記



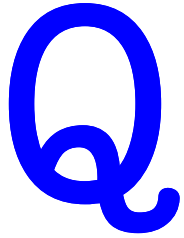
＜登記申請日が平成27年11月5日場合、どのような対応をとりますか？＞

新築オフィスの所有権保存登記のご依頼を受けた。依頼主に「11月5日申請予定の表題登記の件で、土地家屋調査士さんに渡してください」と下記書類を受け取った。

- ・既存建物の滅失登記用に、取毀証明書(及び、平成27年9月22日付代表者事項証明書・印鑑証明書)
- ・新築建物の表題登記用に、工事完了引渡証明書(及び、平成27年9月22日付代表者事項証明書・印鑑証明書)

4. 事例を通して実務対応を検討・ディスカッション

4-5 信託受益権売買

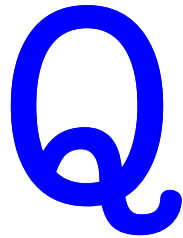


＜登記申請日が平成27年11月5日場合、どのような対応をとりますか？＞

信託受益権売買による受益者変更登記のご依頼を受けた。決済会場では、売主より「登記原因証明情報」と平成27年9月22日付の代表者事項証明書 及び 印鑑証明書を受領した。

4. 事例を通して実務対応を検討・ディスカッション

4-6 親族間売買



＜登記申請日が平成27年11月5日場合、どのような対応をとりますか？＞

株式会社ヤマダ(本店・港区)の唯一の取締役である山田太郎社長より、会社所有マンション(所在・中央区)の所有権移転登記のご依頼を受けた。買主は社長の妻である山田花子であり、平成27年10月29日付履歴事項全部証明書を受領したため、会社法人等番号の提供方式ではなく、頂いた証明書をそのまま法務局に提出した。

上記のとおり平成27年11月5日に所有権移転登記を申請し、翌日、太郎社長にばったり会ったところ、「平成27年11月5日付で妻が平取締役に就任したから、同日に役員変更登記も自分で申請してきたよ。」と嬉しそうに話した。

【kido office 勉強会】「会社法人等番号の提供」の実務対応



司法書士 木藤事務所
K I D O * O F F I C E

－ 登記業務とデューデリジェンス －

Address : 〒104-0031東京都中央区京橋一丁目14番5号 土屋ビル5階
TEL : 03-5969-8472
FAX : 03-5969-8473
Mail : info@kidooffice.com
URL : <http://www.kidooffice.com/>
代表 : 司法書士 木藤正義 (きどうまさよし)



【資料ご利用上のご注意】

- 当該資料は平成27年10月5日時点での情報をもとに作成されております。
- その後の通達（平成27年10月23日付法務省民二第512号）より、解釈・適用の変更が生じております（※特に、レジュメ3頁「3-2 添付情報の具体例」）
- 当該資料をご利用の際は、下記資料もご一緒にご活用頂き、変更点もご確認頂けますと幸いです。

・平成27年10月28日付【coffee break】

＜続報＞不動産登記における資格証明書の提出が不要になります

<http://www.kidooffice.com/01/151028coffeebreak.pdf>

・不動産登記令等の改正に伴う添付情報の変更について（法務省HP）

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00232.html

今後ともご愛顧のほど、宜しくお願い申し上げます。

司法書士木藤事務所

【資料】

- 0 1 新旧対照表 (不動産登記令)
- 0 2 新旧対照表 (不動産登記規則)
- 0 3 パブリックコメント (不動産登記令)
- 0 4 パブリックコメント (不動産登記規則)

新旧対照表

①不動産登記令

【現在】	【改正後】
<p>(添付情報)</p> <p>第七条 登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。</p> <p>一 申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、<u>当該法人の代表者の資格を証する情報</u></p> <p>二 代理人によって登記を申請するとき（法務省令で定める場合を除く。）は、当該代理人の権限を証する情報</p>	<p>(添付情報)</p> <p>第七条 登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。</p> <p>一 申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、次に掲げる</p> <p>イ 会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下このイにおいて同じ。）を有する法人にあっては、当該法人の会社法人等番号</p> <p>ロ イに規定する法人以外の法人にあっては、当該法人の代表者の資格を証する情報</p> <p>二 代理人によって登記を申請するとき（法務省令で定める場合を除く。）は、当該代理人の権限を証する情報</p>

【現在】	【改正後】
<p>(添付情報の一部の省略)</p> <p>第九条 第七条第一項第六号の規定により申請情報と併せて住所を証する情報（住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する情報を含む。以下この条において同じ。）を提供しなければならないものとされている場合において、その申請情報と併せて法務省令で定める情報を提供したときは、同号の規定にかかわらず、その申請情報と併せて当該住所を証する情報を提供することを要しない。</p> <p>(代表者の資格を証する情報を記載した書面の期間制限等)</p> <p>第十七条 <u>第七条第一項第一号</u>又は第二号に掲げる情報を記載した書面であって、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。</p>	<p>(添付情報の一部の省略)</p> <p>第九条 第七条第一項第六号の規定により申請情報と併せて住所を証する情報（住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する情報を含む。以下この条において同じ。）を提供しなければならないものとされている場合において、その申請情報と併せて法務省令で定める情報を提供したときは、同号の規定にかかわらず、その申請情報と併せて当該住所を証する情報を提供することを要しない。</p> <p>(代表者の資格を証する情報を記載した書面の期間制限等)</p> <p>第十七条 第七条第一項第一号ロ又は第二号に掲げる情報を記載した書面であって、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。</p>

新旧対照表

②不動産登記規則

【現在】	【改正後】
<p>(資格証明情報の省略等)</p> <p>第三十六条 令第七条第一項第一号の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 申請を受ける登記所が、当該法人の登記 <u>(当該法人の代表者の氏名及び住所を含むものに限る。次号、第九十三條第五項、第二百九條第一項第一号、第二百二十七條第四項、第二百三十八條第五項及び第二百四十三條第一項において同じ。)</u>を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合</p> <p>二 申請を受ける登記所が、当該法人の登記 <u>を受けた登記所と同一である登記所に準ずるものとして法務大臣が指定した登記所である場合</u></p> <p>三 支配人その他の法令の規定により登記 <u>の申請をすることができる法人の代理人</u> <u>が、当該法人を代理して登記の申請をする</u> <u>場合</u></p>	<p>(会社法人等番号の提供を要しない場合等)</p> <p>第三十六条 令第七条第一項第一号の法務省令で定める場合は、申請人が同号イに規定する法人であつて、次に掲げる登記事項証明書（商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書をいう。以下この項及び次項、第二百九條第三項及び第四項並びに第二百四十三條第二項において同じ。）を提供して登記の申請をするものである場合とする。</p> <p>一 次号に規定する場合以外の場合にあつては、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書</p> <p>二 支配人等（支配人その他の法令の規定により法人を代理することができる者であつて、その旨の登記がされているものをいう。以下同じ。）によって登記の申請をする場合にあつては、当該支配人等の権限を証する登記事項証明書</p>

【現在】	【改正後】
<p>2 <u>令第七条第一項第二号の法務省令で定める場合は、支配人その他の法令の規定により登記の申請をすることができる法人の代理人が当該法人を代理して登記の申請をする場合であつて、次に掲げるときとする。</u></p> <p>一 <u>申請を受ける登記所が、当該法人についての当該代理人の登記を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものであるとき。</u></p> <p>二 <u>申請を受ける登記所が、当該法人についての当該代理人の登記を受けた登記所と同一である登記所に準ずるものとして法務大臣が指定した登記所であるとき。</u></p> <p>3 <u>前二項の指定は、告示してしなければならない。</u></p>	<p>2 前項各号の登記事項証明書は、その作成後一月以内のものでなければならない。</p> <p>3 令第七条第一項第二号の法務省令で定める場合は、申請人が同項第一号イに規定する法人であつて、支配人等が当該法人を代理して登記の申請をする場合とする。</p>
<p>4 令第九条の法務省令で定める情報は、<u>住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第十三号に規定する住民票コードとする。ただし、住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があつたことを証する情報を提供しなければならないものとされている場合にあつては、当該住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があつたことを確認することができることとな</u></p>	<p>4 令第九条の法務省令で定める情報は、<u>住民票コード(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。)</u>又は<u>会社法人等番号(商業登記法第七条(他の法令において準用する場合を含む。))に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。)</u>とする。ただし、住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があつたことを証する情報を提</p>

<p>【現在】</p> <p>るものに限る。</p>	<p>【改正後】</p> <p>供しなければならないものとされている場合にあっては、当該住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを確認することができることとなるものに限る。</p>
-----------------------------------	--

不動産登記令等の一部改正（案）の概要

第1 会社法人等番号を有する法人の添付情報に関する改正について

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）による改正後の商業登記法（昭和38年法律第125号）第7条の規定により、会社法人等番号が会社・法人の登記簿に記録されることとなる。

そこで、申請人の負担の軽減を図るため、不動産登記令（平成16年政令第379号。以下「不登令」という。）の一部を改正し、申請人が会社法人等番号を有する法人であるときは、原則として、登記所に会社法人等番号を提供すれば足りることとする。

2 改正の内容

(1) 不登令第7条第1項第1号の規定は、会社法人等番号を有する法人が登記の申請をする場合には適用しないこととする。

(2) (1)の場合には、当該申請人は、法務省令で定める場合（※）を除き、会社法人等番号をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないこととする。

（※）法務省令の内容については、別途意見募集手続を行うこととしている。

(3) 船舶登記令（平成17年政令第11号）、農業用動産抵当登記令（平成17年政令第25号）、建設機械登記令（昭和29年政令第305号）及び企業担保登記登録令（昭和33年政令第187号）についても、不登令と同様の改正を行うこととする。

第2 不登令別表の改正について

不登令別表の32の項申請情報欄ハを削除することとする。

第3 施行期日

第1は平成27年秋頃、第2は公布の日とする予定。

（参照条文）

○ 不登令第7条第1項第1号

第7条 登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

- 申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、当該法人の代表者の資格を証する情報

「不動産登記令等の一部改正（案）の概要に関する意見募集」の結果について

法務省民事局民事第二課

平成27年5月1日（金）から同年6月1日（月）まで、「不動産登記令等の一部改正（案）の概要」に関する意見の募集を行いましたところ、5件の御意見が寄せられました。

寄せられました御意見の概要及び御意見に対する考え方を、別紙のとおり公表します。

また、今回の意見募集の対象とはならない事項についても御意見が寄せられました。この御意見については、今後の制度改正等を検討するための参考とさせていただきます。

なお、この意見募集に係る政令案は、「不動産登記令等の一部を改正する政令」として、平成27年7月1日（水）公布されましたので、お知らせします。

御協力ありがとうございました。

第1 意見募集期間

平成27年5月1日（金）～同年6月1日（月）

第2 意見数

5件

第3 御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>会社法人等番号を提供すれば足りることとする対象を、以下の情報にも拡大すべきである。</p> <p>(1) 申請代理人である法人の代表者の資格を証する情報</p> <p>(2) 支配人の代理権限を証する情報</p> <p>(3) 許可等を証する情報の作成者が法人である場合の当該法人の代表者の資格を証する情報</p> <p>(4) 法人の住所を証する情報</p>	御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
2	<p>法人を申請人とする不動産登記の申請の際に、当該法人の法人登記が申請中である場合などには、添付された当該法人の代表者の資格を証する情報により不動産登記の審査を行うよう求める。</p>	

不動産登記規則等の一部改正（案）の概要

1 改正の趣旨

不動産登記令等の一部を改正する政令（平成27年政令第262号。以下「改正政令」という。）の施行に伴い、同令による改正後の不動産登記令（平成16年政令第379号。以下「不登令」という。）第7条第1項第1号の法務省令で定める場合等の規定を整備する。

2 改正の内容

(1) 不動産登記規則の改正

ア 不登令第7条第1項第1号の「法務省令で定める場合」について（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「不登規則」という。）第36条第1項の改正）

(ア) 同一登記所又は準同一登記所に登記の申請をする場合及び支配人等の法人の代理人が当該法人を代理して登記の申請をする場合における代表者の資格を証する情報の添付省略を定めた第1号から第3号までの規定を削る。

(イ) 会社法人等番号の提供の例外として、作成後1か月以内の登記事項証明書を提出する場合を設ける（新設）。

イ 不登令第7条第1項第2号の「法務省令で定める場合」について（不登規則第36条第2項の改正）

(ア) 同一登記所又は準同一登記所に支配人等の法人の代理人が当該法人を代理して登記の申請をする場合における支配人等の権限を証する情報の添付省略を定めた第1号及び第2号の規定を削る。

(イ) 支配人等の法人の代理人が当該法人を代理して登記の申請をする場合には、支配人等の権限を証する情報の提供を不要とする（新設）。

(ウ) 司法書士法人や土地家屋調査士法人など法人である代理人が、当該法人の会社法人等番号を提供して登記の申請をする場合には、当該法人の代表者の資格を証する情報の提供を不要とする（新設）。

ウ 不登令第9条の「法務省令で定める情報」について（不登規則第36条第4項の改正）

住所を証する情報の提供を不要とする場合として、会社法人等番号を提供した場合を追加する（新設）。

エ 登記の申請以外の手続について

附属書類の閲覧の請求（不登規則第193条），筆界特定添付情報（第209条），調書等の閲覧の請求（第227条），筆界特定手続記録の閲覧の請求（第238条）及び筆界特定手続の代理人等（第243条）の各手続についても，請求人等が法人であるときは，原則として，当該法人の代表者の資格を証する情報に代えて，会社法人等番号を提供すれば足りることとするほか，所要の整備を行う。

(2) その他の法務省令の改正

抵当証券法施行細則（昭和6年司法省令第22号），鉦害賠償登録規則（昭和30年法務省令第47号），企業担保登記規則（昭和33年法務省令第38号），船舶登記規則（平成17年法務省令第27号），農業用動産抵当登記規則（平成17年法務省令第29号）及び建設機械登記規則（平成17年法務省令第30号）の各規定についても，上記(1)と同様の規定の整備をする。

3 施行期日

改正政令の施行の日（平成27年11月2日）とする。

「不動産登記規則等の一部改正（案）の概要に関する意見募集」の結果について

法務省民事局民事第二課

平成27年8月10日（月）から同年9月9日（水）まで、「不動産登記規則等の一部改正（案）の概要」に関する意見の募集を行いましたところ、5件の御意見が寄せられました。

寄せられました御意見の概要及び御意見に対する考え方を、別紙のとおり公表します。

また、今回の意見募集の対象とはならない事項についても御意見が寄せられました。この御意見については、今後の制度改正等を検討するための参考とさせていただきます。

なお、この意見募集に係る省令案は、「不動産登記規則等の一部を改正する省令」として、平成27年9月28日（月）に公布されましたので、お知らせします。

御協力ありがとうございました。

第1 意見募集期間

平成27年8月10日（月）～同年9月9日（水）

第2 意見数

5件

第3 御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	概要2(1)ア(ア)について ・問題ないと思われる。	—
2	概要2(1)ア(イ)について ・賛成する。	—
	・作成後3月以内の登記事項証明書とするか、経過措置により当分の間これを認めるべきである。	会社法人等番号により登記記録を確認することを原則としたことに鑑み、作成後1月以内のものとししました。
	・法人に関する詐欺の機会を増大させるので、反対である。	今回の改正によって詐欺の機会を増大させるものとは考えていませんが、引き続き適正な事務処理に努めていきたい。
	・作成後1月以内の登記事項証明書が提供された場合は、当該登記事項証明書に基づいて審査すべきである。	御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
3	概要2(1)イ(ア)及び(イ)について ・法人登記について、管轄登記所が違えば、類似の法人名での登記ができることを	支配人等によって登記の申請をするときは、不動産登記令等の一部を改正する政令（平成27年政令第262号）による改正後の不動産登記令（平成16年政令第379号）第7条第1項第1号イにおいて、会社法人等番号を提供する

	<p>考えると、不正の機会を増大させるため、支配人等の権限を証する情報の提供を要すべきである。</p>	<p>ものとしており、今回の改正は、別途、同項第2号の規定に基づく代理人の権限を証する情報の提供を不要とするものです。</p>
4	<p>概要2(1)イ(ウ)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法書士法人、弁護士法人、法人成年後見人等も対象とすべきである。 ・対象となる法人は「など」ではなく、列挙すべきである。 	<p>代理人となる法人は限定していません。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人が司法書士法人や土地家屋調査士法人などであることを証する情報の提供が必要である。 	<p>代理人となる法人を限定していないのは上記のとおりであり、代理人が司法書士法人や土地家屋調査士法人などであることを証する情報の提供は不要です。</p>
5	<p>概要2(1)ウ及びエについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社法人等番号は公開されていくということなので、反対である。 	<p>御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>夫婦財産契約登記規則についても同様とすべきである。</p>	<p>同様の改正としました。</p>
7	<p>会社法人等番号を提供すれば足りることとする対象を、以下の手続又は書面にも拡大すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動産譲渡登記 ・債権譲渡登記 ・後見登記 ・供託 	<p>御意見として承ります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・登録免許税法の非課税証明書又は減税証明書として求められる法人の登記事項証明書（登録免許税法施行規則第2条の2第1項第2号イ） 	
8	<p>会社法人等番号を提供すれば足りることとする対象を、以下の情報にも拡大すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の合併や会社分割等を証する情報 ・商号変更，本店移転等の変更を証する情報 ・同意又は承諾を証する情報に添付する法人の代表者の資格を証する情報 	<p>御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、不動産登記令第9条の「法務省令で定める情報」として、会社法人等番号を追加することにより、会社法人等番号を提供すれば、本店移転を証する情報（住所について変更があったことを証する情報）については、提供することを要しないこととしました。</p>
9	<p>不動産登記規則第48条第1項第1号の規定により印鑑証明書の添付を要しない場合にも、概要2(1)ア(イ)と同様、作成後1か月以内の法人の代表者の印鑑証明書の添付を認めるべきである。</p>	<p>御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>